

## 大規模災害時における京都府議会活動指針等の見直しに係る論点(案)

### 見直しの視点

① 感染症に対する対応

これまでのコロナ対応を踏まえ、感染症に関する対応を盛り込む。

② 具体的な事例の想定

集団感染等により議員の参集が困難となる場合、地震等により議会棟が大きく損壊し、本会議・委員会等の開催が困難となる場合など、具体的な事例を想定する。

③ ICT等の技術の利活用

オンライン委員会等の技術の利活用も検討していく必要がある。

④ 他都道府県議会の事例、取扱い

現行の活動指針は制定後6年経過するが、この間検証・見直しが行われていない。他府県議会における同種の取決めや、この間のコロナ禍の議会運営で参考となるような事例を確認する必要がある。



### 想定される論点

○ 府議会の緊急時体制の整備

- ・ 府議会における危機管理対策本部機能のあり方

※ 現行は理事調整会議で報告聴取、対応協議を実施

- ・ 緊急の議案等の審議方法・体制のあり方

※ 現行は臨時会開催の上、常任委員会及び予算特別委員会分科会において分割審議

○ 府議会活動の継続方法

- ・ 議会棟が使用不可能な場合の対応（議会棟外での開催 等）

- ・ 正副議長、委員長、議員が参集不可能な場合の本会議、委員会等の対応（仮議長選任手続、オンライン委員会 等）

- ・ 議会運営における感染防止のあり方

※ 現行は理事調整会議において感染防止対策の申し合わせ等を協議

○ 府議会の会期のあり方

- ・ 自然閉会の事例

- ・ 他都道府県の補正予算対応状況